

電気・機械

▶キャリア

新人 新採用 1年目

主な配置先：企業局経営総務室・業務課・施設総合管理所・県南施設管理所、総務部管財課、復興防災部防災課、県土整備部建築住宅課、花巻空港事務所 等

県職員としての土台づくり。
知識経験をしっかり吸収。

若手 技師 2~10年目程度 (20~30代前半)

中堅 主任級 10~15年目程度 (30代中盤~)

サブリーダー 主査級 15~20年目程度 (30代後半~)

グループリーダー 主任主査級 20~25年目程度 (40代中盤~)

管理監督者 担当課長～ 25年目以降 (40代後半~)

様々な分野を経験。実務
の中核として活躍。

視野を広げながら担当業務
を推進。後輩もフォロー。

幅広い視野で業務を推進。
チームの要として活躍。

チームを引っ張り、県
の政策・施策を立案。

豊富な知識・経験で
組織をマネジメント。

- ・安全衛生の基礎知識
- ・一人で巡回点検可能
- ・軽易な委託・工事の設計、監督

- ・保守、運用、工事全般の基本知識
- ・作業計画書作成
- ・点検作業等の作業班長

- ・保守、運用、工事全般の実務的知識
- ・定期点検等作業責任者
- ・大規模修繕改良等の設計・監督

- ・電気事業及び工業用水全般に渡る実務的知識
- ・地方公営企業の課題や経営全般に渡る幅広い知識

- ・マネジメントの理解、リーダー及びブレイングマネージャーとしての役割
- ・主担当として関係機関と協議

- ・管理監督職として所属職員や事務事業をマネジメントする能力
- ・これまでに培ってきた専門分野の知識・経験等を踏まえた高度な能力（説明・交渉・調整力、判断力、指導力、分析力）の発揮
- ・人材育成能力

！ 若手職員の配置

新採用時は出先機関において基礎的な技術・知識の習得や現場の実務を経験。その後、電気事業及び工業用水事業の基本的な技術・知識の習得と適性把握のため、発電所運転・保守、工水施設の運転・保守を経験。その他、知事部局（管財課、防災課、建築住宅課など）との交流により職員の視野を拡大。

新入者安全衛生教育

労働安全衛生関係（詳細は下記参照）

職長教育

安全衛生推進者講習

安全管理者選任時研修

低圧電気取扱者特別教育

就業制限・資格関係（詳細は下記参照）

職長能力向上教育（5年毎）

第1種衛生管理者試験

企業局新任職員研修

基礎知識関係（詳細は下記参照）

化学物質管理者講習

第三種電気主任技術者試験／第二種電気主任技術者試験

玉掛け業務従事者安全衛生教育（5年毎）

衛生管理者能力向上教育

基礎技術研修

危険物取扱者保安講習（3年毎）

地方公営企業連絡協議会/公営電気事業経営者会議主催の研修

共通業務研修（基礎）

専門技術研修

共通業務研修（監督者）

！ 育成方針：職場を離れて受講する研修（off-JT）に加え、日常の仕事を通じた上司・先輩からの指導（oJT）や自主的な学習・研鑽（自己啓発）を組み合わせて育成

【労働安全衛生関係のうち主なもの】

- ・足場組立等の業務特別教育（機械）・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- ・有機溶剤作業主任者技能講習（機械）・自由研削用と石取替え業務特別教育（機械）
- ・アーク溶接特別教育・高圧・特別高圧電気取締者特別教育
- ・粉じん作業特別教育（機械）・フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

【就業制限・資格関係のうち主なもの】

- ・床上操作式クレーン技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習
- ・ガス溶接技能講習（機械）・玉掛け技能講習
- ・危険物取扱者試験乙種第四類

【基礎知識関係のうち主なもの】

- ・水力発電に関する基礎研修・中小水力発電技術に関する実務研修
- ・電気関係事業安全セミナー・電気設備PMセミナー
- ・地方公営企業初任者研修会・地方公営企業会計・入門

注1：各職位の目安（〇年目）は大卒程度を想定したものです。注2：研修のうち太い枠線のあるもの（着色されているもの）は必修研修であることを表しています。